

気象災害

(1) 大雨・洪水・暴風等（警報発表時の対応）

I 午前6時00分の段階で警報が発表されている場合	
河川氾濫 大雨 土砂災害 高潮	① 中讃地域 （丸亀市・坂出市・善通寺市・綾川町・宇多津町・多度津町・まんのう町・琴平町） のいずれかの市町 ② 居住地域・通学経路 に発表されている場合 → 全生徒は 自宅待機 に発表されている場合 → 該当生徒は 自宅待機
II 警報が解除された場合	1 午前6時00分から午前7時30分の間に解除された場合
	① 通学の交通手段がある場合 → 生徒は 10時30分に登校 ※食堂は休業 ② 通学に利用する公共交通機関が運行されていない場合 → 代わりの交通手段がない生徒は 自宅待機
	2 午前7時30分から午前10時00分の間に解除された場合
	① 通学の交通手段がある場合 → 生徒は 12時00分に登校 ※食堂は休業 ② 通学に利用する公共交通機関が運行されていない場合 → 代わりの交通手段がない生徒は 自宅待機
III 午前10時00分の時点で警報が引き続き発表されている場合	
河川氾濫 大雨 土砂災害 高潮	① 中讃地域 （丸亀市・坂出市・善通寺市・綾川町・宇多津町・多度津町・まんのう町・琴平町） のいずれかの市町 ② 居住地域・通学経路 に発表されている場合 → 学校は 臨時休業 に発表されている場合 → 該当生徒は 自宅待機
IV 登校後に警報が発表された場合 → 安全面を考慮し、下校または学校待機 天候の状況等により下校または学校待機を学校で判断し、クラッシーで保護者へ連絡	